四　十　一　号　路線名　飛騨市神岡町牛首城山二三町三番二まで　供用開始の区間　飛騨市神岡町牧字牧ケ尾二四一番一から同市神岡町牧字二三三番一まで　図面縦覧場所　山中国地方整備局及び同局高山国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年十二月二十一日

○中国地方整備局告示第百十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十一日　中国地方整備局長　丸山　隆英

(三)(二)(一)　道路の区域　道路の種類　路線名　区間　後　前　別変更前　敷地の幅員　延長　備考

九号　一般国道　多伎町大島一三三番一まで　同市　B　A　一一・〇メートル　一一・〇メートル　六五一・六メートル　八八・八キロメートル　多伎町大島一三三番一まで　同市　A　A　一一・〇メートル　一一・〇メートル　六五一・六メートル　八八・八キロメートル　関係図面に表示した区分を示す。

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局松江国道事務所

○中国地方整備局告示第百十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十一日　中国地方整備局長　丸山　隆英

九号　路線名　出雲市湖陵町板津三〇一番一から同市湖陵町板津三七二番二まで　供用開始の区間　図面縦覧場所　江中国地方整備局及び同局松江国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年十二月二十一日

○中国地方整備局告示第百十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十一日　中国地方整備局長　丸山　隆英

九号　路線名　鳥取県東伯郡北栄町松神字蟹山二一番一から同町松神字蟹山二一番一まで（ただし、関係図面に表示した区分を示す部分を除く。）　供用開始の区間　図面縦覧場所　吉中国地方整備局及び同局倉河国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年十二月二十一日

官　庁　報　告

官　庁　事　項

総合特別区域基本方針の一部変更について

総合特別区域法（平成23年法律第81号）第７条第６項において準用する同条第３項の規定に基づき、総合特別区域基本方針（平成23年８月15日閣議決定）の一部を次のとおり変更する。

別表１中「厚労Ａ001」を削る。

別表２中「国交Ｂ004」、「国交Ｂ006」及び「法務Ｂ001」を次のように改める。

番号	国交Ｂ004
特定地域活性化事業の名称	回送運行効率化事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第26条の５
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	回送運行許可番号標及びこれに記載された番号の表示は、自動車の前面及び後面であって自動車の運行中、回送運行許可番号標に記載された番号の識別に支障が生じないように見やすい位置に、かつ、被覆しないことその他番号の識別に支障が生じない方法により確実に（合成樹脂製のものにあっては脱落しないように）取り付けることによって行うものとする。
特例措置の内容	総合特別区域内において、回送自動車を運行の用に供する場合、回送運行許可番号標及びこれに記載された番号の表示のうち、後面の当該表示を省略できるものとする。
同意の要件	認定を受けようとする事業の内容について定めた地域活性化総合特別区域計画について、以下の内容が確認できること。 ①　特例を受ける回送自動車（以下「特例自動車」という。）を運行の用に供する道路の区間が特定されていること ②　当該区間が短く、かつ、当該区間における特例自動車以外の自動車の交通量が少ないこと ③　特例自動車が車列を組んで運行し、当該車列の最後尾の自動車の後面には、当該車列が回送運行効率化事業を行っている旨の表示を付すこと
特例措置に伴い必要となる手続	特になし。

番号	国交Ｂ006
特定地域活性化事業の名称	公共交通空白地有償旅客運送マイクロバス有償貸渡事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	通達「貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し（レンタカー）の取扱いについて」（平成７年自旅第138号）
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	自家用マイクロバスの貸渡しに係る道路運送法第80条第１項の許可について、他車種でのレンタカー事業で２年以上の経営実績を有し、かつ、過去２年間において車両停止以上の行政処分を受けていないことを要件としている。
特例措置の内容	道路運送法第79条の登録を受けて公共交通空白地有償運送を行う者が、当該運送の用に供するマイクロバスの貸渡しを行う場合に限り、他車種でのレンタカー事業の経営実績を有していなくても道路運送法第80条第１項の許可を受けて貸渡しを行えるよう要件の緩和をするもの。